

令和6年度、昇降機等検査員地域講習会

定期調査・検査告示の一部を改正する 告示の内容解説

(令和6年 国土交通省告示 第974号)

(令和7年7月1日より施行)

目 次

- 1. 昇降機の改正内容 ……(P3)
- 2. 昇降機の改正概要 ……(P4)
- 3. 新技術を活用した調査・検査の合理化について ……(P5)
 - 3-1. (例)エレベーターの改正前・後の比較(別表第1) ……(P6)
- 4. 「構造基準」と「検査基準」との不整合があるものへの対応 ……(P7)
 - 4-1. 小荷物専用昇降機の改正前・後の比較(別表第6) ……(P8)
 - 4-2. 油圧エレベーターの改正前・後の比較(別表第2) ……(P9)

1. 昇降機の改正内容

令和6年6月28日付の官報にて定期調査・検査告示の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第974号）が公布された。

近年、定期調査・検査等の高度化のあり方及びデジタル化のあり方について検討を進めてきたところ、定期調査・検査等の合理化や新技術の活用を可能とするため、特定建築物、**昇降機、遊戯施設、**建築設備、防火設備の定期調査・**検査告示の一部が改正され、令和7年7月1日より施行されることになった。**

2. 昇降機の改正概要

**1.昇降機定期検査告示(平成20年国土交通省告示第283号)の一部改正
(昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、
事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件)**



- (1) 特定建築物定期調査告示及び昇降機定期検査告示における
定期調査、検査等の項目の重複の解消**
- (2) 構造基準と検査基準の不整合の解消**

3. 新技術を活用した調査・検査の合理化について

現行⇒定期調査・検査（建築物、昇降機、遊戯施設、建築設備、防火設備）において「目視により確認する」とされている調査・検査項目が多数存在。

「目視により確認する」とされている調査・検査項目について、センサー等新技術を活用することにより合理的な調査・検査を可能にする。

改正⇒定期調査・検査（建築物、昇降機、遊戯施設、建築設備、防火設備）において、「目視により確認する」とされている調査・検査方法について新技術を可能とするため「目視又はこれに類する方法により確認する」と改正する。
※「これに類する方法」…赤外線装置・可視カメラ・センサー等。

3-1. (例)エレベーターの改正前・後の比較 (別表第1)

207 令和6年6月28日 金曜日 官報 (号外第156号)

1-(一) 機械室…他

別表第一		別表第一	
(一)	(二)	(一)	(二)
機械室への通路及び出入口の戸	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	機械室への通路及び出入口の戸の状況	機械室への通路及び出入口の戸の状況
(イ) 検査項目	(イ) 検査項目	(イ) 検査項目	(イ) 検査項目
(ロ) 検査事項	(ロ) 検査事項	(ロ) 検査事項	(ロ) 検査事項
(ハ) 検査方法	(ハ) 検査方法	(ハ) 検査方法	(ハ) 検査方法
(ニ) 判定基準	(ニ) 判定基準	(ニ) 判定基準	(ニ) 判定基準

改正後

改正前

機械室又はかご上において目視等により確認する。

目視等は全機種(エレ・エス・小荷物・遊戯等)の検査方法に適用されます。

目視 ⇒ 目視等に変更されます。

4. 「構造基準」と「検査基準」との不整合があるものへの対応

現行⇒昇降機のうち、小荷物専用昇降機における機械室の点検用コンセント等は構造基準では基準適合を求めている一方で、検査基準において基準適合を求めているものがある・・・など。

構造基準では基準適合を求めている一方で、調査・検査基準において基準適合を求めているもの等については、調査・検査基準から削除する。

改正⇒削除する調査・検査項目

- ⇒(1)小荷物専用昇降機における機械室の点検用コンセント
- ⇒(2)油圧エレベーターにおける機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等の防油堤の状況、標識の状況及び消火設備の状況

4-2. 油圧エレベーターの改正前・後の比較 (別表第2)

令和6年6月28日 金曜日

官報

(号外第156号)

224

1-(二)機械室の状況並びに証明装置及び換気設備等

改正後		(二)	
救出装置	防油堤・標識・消火設備の状況が削除されます。	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	
(略)	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	昇降機以外の設備等の状況	目視等により確認する。
手巻きハンドル等又は充電回路等の設置の状況	設置及び作動の状況を確認し、起動設定温度があるものにあつては、その設定を確認する。	壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視等により確認する。
	令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	機械室の床及び機器の汚損の状況	目視等により確認する。

改正前		(二)	
救出装置	防油堤の状況	標識の状況	消火設備の状況
昇降機以外の設備等の状況	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
壁面及び天井からの漏水並びに窓の破損の状況	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
機械室の床及び機器の汚損の状況	目視により確認する。	目視により確認する。	目視により確認する。
令第二百二十九条の九第三号の規定に適合しないこと又は起動設定温度が不適切に設定されていること。	欠損又はき裂があり、外部に油が流出するおそれがあること。	火気厳禁の標識が掲示されていないこと又は容易に認識できないこと。	機械室又は機械室付近に消火器又は消火砂が設置されていないこと。